

建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領

- 1 受付期間 令和4年2月1日(火)から令和4年2月28日(月)
- 2 有効期間 令和4年4月1日 から令和5年3月31日までの1年間
- 3 申請方法 原則として郵送
 - ・ 受付印が必要な方は、
返信用封筒（84円切手を貼り、返信用の宛名を記載したもの）又は、
返信用はがき（63円切手を貼り、返信用の宛名を記載したもの）
を添付して下さい。
 - ・ 郵送の場合は、提出期限日までの消印のあるものが有効です。

(※持参の場合は、平日の午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く。)に提出すること。)
- 4 受付場所 〒743-0063
光市島田一丁目17番1号
光市水道局 業務課 庶務係
TEL 0833-71-0700
- 5 申請様式 光市独自様式（国土交通省様式又は山口県様式に必要書類を追加して提出可能）
光市独自様式は、光市水道局のホームページよりダウンロードして下さい。
アドレス <http://www.hikarisuidou-yamaguchi.jp/>
- 6 その他
 - ・ 申請書等は「7 提出書類一覧」の順でA4ファイル（紙/色指定なし）
に綴じて提出して下さい。（表紙、背表紙に社名を記載すること）

7 提出書類一覧

番号	提出書類	市内業者	市外業者
1	競争入札参加資格審査申請書（2ページ） 【様式第1号】	○	○
②	営業に必要な許可通知書又は許可証明書の写し	○	○
3	商業登記簿の写し （個人の場合は、代表者の身分証明書（本籍地市区町村交付のもの）の写し） 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの。	○	○
4	営業所一覧表 【様式第2号】		○
5	使用印鑑届・委任状兼使用印鑑届 【様式第3号】	○	○
⑥	経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し 注 申請受付日において有効な審査基準日の通知書であること。	○	○
7	I S O（9001, 9002, 14001）の認証の写し（取得している業者）	○	
8	建設業に従事する総職員名簿（市内本店のみ） 【様式第4号】 注 雇用関係を確認できるもの（写し）を添付してください。 雇用関係を確認できる書類は、「雇用関係を確認できる書類例」を参照してください。	○	
9	技術者経歴書 【様式第5号】	○	○
10	工事経歴書 【様式第6号】	○	○
11	税の未納・滞納がない証明書の写し	○	○
	<p>(法人) 国税：本社に係る納税証明書（その3の3証明書） 県税：本社所在地（委任があるときは委任先地）に係る、都道府県に納める全ての税 市税：本社所在地（委任があるときは委任先地）に係る、市町村に納める全ての税 ※上記に加え、光市に支店・営業所を有する場合は、委任の有無に関わらず 光市発行の完納証明書を提出。 また、代表者もしくは受任者が光市在住の場合は、 代表者又は受任者の光市発行の完納証明書も併せて提出。 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの。</p> <p>(個人) 代表者個人に係る、国（その3の2証明書）、都道府県及び市町村に納める全ての税の未納・滞納がない証明書 注 申請受付日において発行日から3箇月以内のもの。</p>		
12	業態調書 【様式第7号】	○	○
13	暴力団排除に関する誓約書 【様式第8号】	○	○
注1	「○」は、必ず提出しなければならない書類です。		
注2	<p>番号②については、資格の取消しを受けた場合又は有効期限が切れた場合、入札参加資格がなくなります。</p> <p>番号⑥については、有効期間が切れた場合、入札参加資格がなくなります。</p> <p>更新を行ったら、最新の証明書（通知書）の写しを速やかに提出してください。</p>		

※ 不足書類があるときは、受付できませんので、十分確認して提出してください。

参考 雇用関係を確認できる書類例（市内業者のみ提出）

内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証 ※別添「健康保険被保険者証の写しの提出について」参照	健康保険法	雇用者	健康保険組合等	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	健康保険法	雇用主	日本年金機構	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額は通知される。
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書	地方税法	雇用主	市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される。
雇用保険被保険者証	雇用保険法	雇用主及び雇用者	公共職業安定所	法人・個人を問わず、1人以上を雇用する事業所に雇用される者は、被保険者となる。
<p>【遵守事項：必ずお読みください】</p> <p>上表の書類は、事業者が別に提出した「建設業に従事する総職員名簿」に記載した建設業に従事する職員が、雇用されているかどうかを確認するために使用します。水道局は、事業者と職員の雇用関係が確認できればよいため、「事業者名」、「職員の氏名」及び「雇用年月日」の項目以外はマジック等で塗りつぶし水道局職員が確認できないようにしてください。</p> <p>なお、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書で、会社名が確認できないもの、及び、雇用保険被保険者証等で、会社名及び雇用年月日が確認できないものは受付できませんので注意してください。また、上表の書類の提出ができない職員については、源泉徴収票等の提出でも可とします。</p>				